

座間市学校運営協議会の傍聴についてのお願い

(趣旨)

このお願いは、座間市学校運営協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項をご理解いただくためのものです。

(傍聴の手続)

協議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入ってください。

(傍聴の禁止)

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴の制限)

会長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒むことができる。

(禁止行為)

傍聴人は、次に掲げる行為をしないこと。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手その他騒がしい行為をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 写真等を撮影し又は録音等をすること。ただし、特に会長の許可を得たものは、この限りでない。
- (5) 飲食すること。
- (6) 帽子をかぶること。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

傍聴人は、人事に関する案件については、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

傍聴人が禁止行為に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができるものとします。